

令和4年度第10回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年 1月12日(木) 午後1時30分から午後3時3分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (20名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者			
委員			委員	14番	福安	修一
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田壽	敏博
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内敏	重雄
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川重	
〃	7番	建部憲二	〃			
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	潔
〃	9番	猪口実	〃	20番	香川	恵
〃			〃	21番	柳田和	廣
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷	隆
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤	修
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永	正司

4. 欠席委員 (3名)

委員	6番	田淵緑	委員	10番	福田克彦
〃	18番	依藤利一			

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：0名)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 59 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 60 号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 61 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 62 号 非農地証明について
議案第 63 号 鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 64 号 鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	ただ今から、令和4年度第10回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長	まず、定足数の確認ですが、議席番号6番 田淵委員、議席番号10番 福田(克)委員、議席番号18番 依藤委員より欠席の報告がありましたので、委員23名中20名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号16番 藏内委員、17番 砂川委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号48番から56番までの9件あります。 48番は服部、源太で贈与による所有権移転、49番は国府町上地で売買による所有権移転、50番は用瀬町美成で売買による所有権移転、51番は徳吉で売買による所有権移転、52番は気高町勝見で売買による所有権移転、53番は鹿野町乙亥正で売買による所有権移転、54番、55番は用瀬町江波で売買による所有権移転、整理番号56番は、河原町湯谷で売買による所有権移転となっておりますが、先月の総会で空家に付随した農地として別断面積が1アールに引き下げとなっている案件となっております。 譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	整理番号48番を審議します。担当農業委員、上田委員の報告をお願いします。
上田委員	1月5日、推進委員、私、事務局で現地を確認いたしました。この案件は、母親から息子に譲渡ということになってまして、何十年も前から息子が作っているところです。トラクター、田植え機、コンバインも持っています。チェックシートに基づき、何ら問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号48番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号49番を審議します。担当農業委員、山田(準)委員の報告をお願いします。
山田(準)委員	1月4日、私と推進委員、譲受人の父親と3人で現地確認をしました。この案件は、11月の国府町での農家相談会で売りたいので買う人を紹介してもらえませんかみたい

な話があったものです。早速、推進委員が動かれまして、譲受人に買っていただくように話が出来ました。農作業は、譲受人と父親の二人でやっておられます。場所は部落の奥です。圃場整備してある3枚をこれまで譲受人が借りて作っておられ買ってもらうもので、問題は全くないという格好です。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に移ります。
整理番号49番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。
整理番号50番を審議します。担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。

岩 永 委 員 この度の案件は、前農業委員の家族から申請されたものでした。同じ地域の鷹狩に住んでいる譲受人が買っていいということになりました。今まであちこち買ってもらってたくさん稲を耕作してもらっている方です。こういうことですので、この度の売買は妥当だと思われまます。チェックシートに基づきましても、何ら問題はありません

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に移ります。
整理番号50番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。
整理番号51番審議します。担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。

川 上 委 員 1月7日に推進委員と私が譲受人と申請地でお会いしました。申請地は譲受人の家から徒歩で10分、軽トラだとだいたい1分半～2分で着く場所でございます。
譲受人は10年くらい前、興味を持っている葉物野菜を生産して生活していきたいということをおられたようです。露地では通年を通して生産が出来ないので、7年前にこの土地を借りてビニールハウスで現在、1反7畝に小松菜や青梗菜を2棟、ほうれん草を2棟で作っておられまして、連作障害を防ぐために、1年ごとにハウスを交替しておられるようです。
必要条件は満たしていると思います。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に移ります。
整理番号51番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。
整理番号52番を審議します。担当農業委員、中村(精)委員の報告をお願いします。

中村(精)委員 現地確認を1月6日に行いました。譲受人は、(これまでも)申請地を耕作されておられまして、引き続き譲受人が耕作されます。譲受人はこの地域の中核農家でありまして、かなりの田んぼを耕作されておられますので何ら問題ありません。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号52番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号53番を審議します。担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		この案件は、譲受人(の墓地)が山の中腹に現在土地がありまして、段々その土地から周りのみんなが撤退して譲受人しかいなくなった。それで途中まで道を一人で(管理)しなければいけなくなった。蛇も出てくるし。土地の管理が難しいということで、墓を下に下ろしたい。そのために畑を分けていただくものです。この後(転用の審議にも)出てきますが、(その残地を耕作するもので)現況は畑でした。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号53番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 それでは、整理番号54番、55番を一括で審議します。担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員		12月28日に現地確認を推進委員2名と行きまして現地をチェックしました。譲受人も来られて、イノシシが出てきそうなので大丈夫かいなあと話聞いたのですが、なんとか作ってくれると言われ、担当の推進委員も大丈夫と言われたので妥当だと思います。チェックシートの方も問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 福安さんどうぞ。
福安委員		譲受人は運送会社の社長で、従事者数1ということは、彼が1人で耕作していくということで、私が聞いているところでは、本業がかなり多忙を極めている。そんな中で、本当に本人が来られて、耕作する面積が80アール。本業をされながら、本人がされるということで言われたようですが、その辺は。
岩永委員		それに関しましては、耕うん等を作業委託されるということで。
福安委員		作業委託をされるということですか。本来なら従事者数1なのだけでも、作業を他者に委託して継続していくという格好で、これまでの経営取得前のものについても作業委託されてきた訳ですか。
岩永委員		そういうふうには言っておられました。私、地元の者ではないので分からないから、推進委員がそういうふうには言っていました。本人もそう言っていました。事務局が同行していますので説明をお願いします。
事務局		その日、私の方が、一緒に現地確認させてもらっておりまして、その話で譲受人を交えてしておりまして、今回も任せたり、1人ですけど、1人でやっている。推進委員もおられて、その確認が取れていますので問題がないと考えています。

議	長	<p>その他、意見は無いでしょうか。 無いようですので採決に移ります。 整理番号54番、55番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号56番を審議します。こちらは(欠席している)田淵委員の担当ですが、報告が来ているということなので事務局で報告をお願いします。</p>
事 務 局		<p>事務局が田淵委員から報告をいただいていますので、そちらの内容を報告します。 令和4年12月29日、譲受人、推進委員、田淵委員の3人で現地確認をしました。 譲受人は、空き家だった所に12月19日に入居されたそうです。自営業をされておられる方で、家族は本人、妻、子供2人の4人です。申請書には野菜を作るということになっていますが、農地に何を作るかまだ考え中だそうです。奥様と一緒に楽しんで作りたいとのこと。計画書によれば果樹も植えたいようです。転用、転売はいけませんと言っておきましたとのことです。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので採決に移ります。 整理番号56番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第60号の「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>整理番号14番と15番の2件ですが、整理番号15番は資材等の価格高騰により見積額が大幅に上がったため、取下げされましたので、整理番号14番の1件です。 また、農地区分判定及び許可根拠について、第3種農地、原則許可に訂正をお願いします。 整理番号14番は、申請地は鹿野町今市、転用目的は駐車場及び休息場、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。</p>
議	長	<p>それでは、整理番号14番を審議します。担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。</p>
砂 川 委 員		<p>近くの畑の人から造成されていると言われ、申請人家族に申請が必要なことを伝えたら、申請されてきたものです。申請人と奥さん、推進委員、私で現地確認を行いました。車2台分の駐車場とウッドデッキで申請されておりますが、ウッドデッキは息子が設置したいということでした。前は市道で周辺は住宅地なので、何ら問題ないと思います。</p>
議	長	<p>質問、意見はありませんか。</p>
竹 森 委 員		<p>違反転用ということなので、農業委員が直接話をするのではなく、事務局から文書等を出してもらうなどするなど、農業委員でなく、青谷でも現地確認の時に同じようなことがあり文書指導してもらっている。このような案件を見つけた場合の手続きとして、農業委員が直接なのか、事務局からなのかはっきりしないと同一ことになる。</p>

議 長	事務局から何かあれば。
事 務 局	発見された農業委員又は推進委員の方からまずは、声かけをしていただくようお願いいたします。業務として日々の農地の管理、確認があり、言っていただきたいですが、反発される方がいるかと思しますので、そういう案件であれば事務局に言っていただけたら文書をださせていただきたいと思しますので、そういった対応をお願いします。
議 長	よろしいでしょうか。
竹 森 委 員	農業委員から言ってくれということですが、所有者がわかっている場合は良いのですが、所有者が不明なことは多々あるかと思します。こうした場合の対応は。
事 務 局	所有者がわからない場合は、これまでも支所に聞いたり、事務局に言われて所有者名を聞いたりしているかと思しますので、今後も事務局に問い合わせしてください。
議 長	基本は、担当農業委員、推進委員が活動の一環としてしていただく。ただし、トラブルに巻き込まれないように、名札をして対応していただく。難しい場合などは事務局に助けてもらうなどして対応していただくことが良いかと思します。
砂 川 委 員	申請人とは面識があり、息子さんとは面識はありませんが、息子さんと話をしていく中で、ご理解をいただき申請すると言われました。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号14番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第61号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号48番から53番の6件です。 整理番号48番は、申請地は気高町新町一丁目、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。 整理番号49番は、申請地は気高町新町一丁目、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。 整理番号50番は、申請地は鹿野町今市、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。 整理番号51番は、申請地は鹿野町乙亥正、転用目的は墓地、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号52番は、申請地は河原町布袋、転用目的は店舗建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号53番は、申請地は河原町布袋、転用目的は建築条件付売買予定地、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。
議 長	整理番号48番を審議します。担当農業委員、中村(精)委員の報告をお願いします。
中村(精)委員	1月6日に、私、推進委員、事務局で現地確認を行いました。東、西側は雑種地、南側は宅地、北側は市道であり周辺に農地はありません。雨水は道路側溝、汚水は公共

		下水道へ排水されますので、何ら問題ない土地であります。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号48番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号49番を審議します。担当農業委員、中村(精)委員の報告をお願いします。
中村(精)委員		1月6日に、私、推進委員、事務局で現地確認を行いました。東側は建築中の住宅、西側、北側が畑地、南側が市道です。30cmの盛土で土羽打ちをし周辺には影響がないようにされます。雨水は道路側溝、汚水は公共下水道へ排水されますので、何ら問題ないと土地であります。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号49番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号50番を審議します。担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		1月10日に私と橋本推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号50番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号51番を審議します。担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		第3条の時にお話しした、買った土地に墓地を移設する件で、問題ありません。
議	長	質問、意見はありませんか。
上田委員		第3条で85㎡、今が65㎡となっているが、同じ場所ですか。
砂川委員		同じ場所です。
上田委員		面積が違うような気がするが。

事務局	第3条と第5条の申請の前に分筆されております。
上田委員	だから85と65になっているのだね。
事務局	そのとおりです。
上田委員	わかりました。
砂川委員	分筆するとは聞いていましたが、先にされているとは思いませんでした。
議長	その他、質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号51番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号52番と53番を審議します。担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員	1月5日に私、推進委員、事務局で現地確認を行いました。図面のとおり国道53号線沿いに小さい畑がたくさんある土地に店舗を建築すると申請されたものです。近くのインターチェンジから少し距離があり、第3種農地にならなかったようです。そのような地域ですので、問題ないと思います。 53番の方は、道路を隔てて西側になるのですが、何ら問題なく国道やインターチェンジにも近く便利なところです。
事務局	整理番号53番の訂正をお願いします。面積で122㎡を16㎡で、合計面積が2,834㎡になります。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号52番と53番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 なお、整理番号52番と53番の案件は、3,000㎡を超える転用となりますので、県農業会議常設審議委員会の案件となります。 以上で議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第62号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号123番から137番までの全部で15件となります。市街化区域は129番の1件となっております。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議長	整理番号123番を審議します。担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。

猪口委員	1月10日に推進委員、事務局と現地確認をしました。申請地は不整形地で上と下と段差がある形になっており、崖のようになっておりますので管理しにくい土地になります。非農地として承認しても問題ない場所になります。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号123番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号124番を審議します。担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員	1月10日に推進委員、事務局と現地確認をしました。申請地は集落の中の土地になります。周辺には農地はなく倉庫も建っており、元の農地に復元するのは困難と判断しましたので、承認することに問題はございません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号124番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号125番を審議します。担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員	1月10日に推進委員、事務局と現地確認をしました。住宅が建っている裏側の土地になります。現在、誰も住んでいなくて、住んでいた時に植えたと思われる木が生い茂っており、雑種地のようにとなっております。農地に戻すのは困難なので申請はやむを得ないと判断しました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号125番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号126番を審議します。担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員	12月27日に推進委員、事務局と現地確認しました。申請地は、住宅団地を造る時に進入路として拡幅したときに残っていた農地で、地目が変わっていなかったものになります。人為的潰廃地で20年超ですので問題はございません。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。

		整理番号126番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 引き続き、整理番号127番を審議します。担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建 部 委 員		12月28日推進委員、事務局と現地確認しました。20年以上前から耕作しておらず、現在は駐車場及び宅地として使用されており、復元は不可能と判断しましたので、非農地として認めざるを得ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号127番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号128番を審議します。担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		12月27日に推進委員と事務局、申請人と現地確認しました。申請地は、県道のそば3mくらいの崖の上にある土地になりますが、ひい爺さんの時代に墓地になっているとのこと。今回、境界を調べるために登記を取得したところ地目が畑だったということで申請に至ったようです。人為的潰廃地で20年超ですので問題はございません。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号128番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 整理番号129番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号129番、こちらは市街化区域になります。申請地は秋里で、現況といたしまして、本件土地は20年以上前から耕作しておらず、駐車場として貸出していたが、現在は診療所が建築され、宅地として利用しているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号129番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号130番を審議します。担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。

岩永委員	12月28日に推進委員と事務局の3名で現地確認しました。現地は議案書に記載の通り植林されており、立派な杉が生えてました。農地に戻すのは不可能だと思いますので、問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号130番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号131番を審議します。担当農業委員、村田委員の報告をお願いします。
村田委員	12月28日に推進委員と事務局の3名で現地確認しました。申請地は2筆ございまして、1筆は昭和56年頃に埋め立てられ、資材置場になっております。もう1筆は幅2m程の私道になっております。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号131番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 整理番号132番、133番を一括して審議します。担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福安委員	1月6日に推進委員、事務局、申請人の2名、合計5名で現地立会しました。この日は雪が積もっておりまして現地は見えなかったのですが、申請書類の写真を基に行いました。この辺りは畷等を設置している関係で、よく見ている場所です。20年以上前から耕作しておらず、現在、原野化している状態です。チェックシートに基づいて問題なしと判断いたしましたので、ご報告いたします。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号132番、133番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 整理番号134番を審議します。担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員	1月5日に推進委員と事務局、申請者の4名で現地確認しました。申請地は人為的潰廃地で幅3m長さ50mの長細い土地です。昭和56年にアスファルト舗装されたようです。この道路には上下水道も通っています。この状況から田に戻すのは不可能です。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号134番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号135番、136番を一括して審議します。担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建部委員		12月28日に推進委員と事務局の3名で現地確認しました。登記簿上は畑ですが、現況は孟宗竹や雑木が繁茂して原野になっております。20年以上耕作していないため農地に復元は不可能と判断しました。チェックシートに照らし合わせても、何ら問題はございません。136番も同じ状態でございます。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号135番、136番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号137番を審議します。担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹森委員		12月27日に推進委員と事務局、申請者の親族の方、合計4名で現地確認しました。申請地の周辺は住宅地域に囲まれた土地になります。長期間耕作放棄された土地で今後も耕作する意思はないとのことで、鳥取県非農地証明対象地基準の人為的潰廃地で耕作放棄から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と判断しました。
議	長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号137番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 以上で議案第62号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第63号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		鳥取市長から、令和5年1月27日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが新規55件、更新35件、計90件となっております。面積は田が281,317㎡、畑が18,983㎡、その他(果樹)2,250㎡、計302,550㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権が65件、使用貸借による権利が25件となっております。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議	長	議案第63号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第63号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第64号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		鳥取市長から農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し農業者等に配分する農地の面積は、田が130,722㎡、畑が17,723㎡、総計147,445㎡となっています。 権利種別の内訳は、賃借権65件、使用貸借による権利が14件の合計79件となっています。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議	長	議案第64号につきまして一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第64号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。 報告事項 (1) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和4年度第10回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。
		閉会 午後3時3分